

令和3年度西東京市図書館協議会委員の公募に関する要領

第1 趣旨

この要領は、「教育部の附属機関委員の選考に関する事務処理基準」第3の(1)に規定する図書館協議会委員の公募を行うために、公募の方法その他必要な事項について定めるものとする。

第2 募集

募集の告知は、令和3年3月1日付けの市報等により行う。

- 2 募集の期間は、令和3年3月1日から同月10日までとする。
- 3 募集人数 2人とする。
- 4 応募資格は、市内に在住・在勤・在学し、令和3年4月1日において満18歳以上の者とする。
- 5 応募しようとする者は、次に掲げる要件を満たす作文を提出するものとする。
 - (1) 字数は、1000字程度とする。
 - (2) 課題は、「これからの西東京市図書館に期待すること」とする。

第3 選考方法

公募による委員の選考にあたっては、選考委員会を設置し、前第2の5に定める作文審査に基づき選考を行う。

- 2 選考委員の設置については、別に定める。

第4 選考基準

第3の規定による審査は、作文作成力について項目別に審査し、各項目の得点集計により総合的に評価する。A(特によい) = 3点 B(よい) = 2点 C(ふつう) = 1点

(1) 作文評価基準

- | | | |
|----|-----|-------------------------|
| 文章 | 伝達性 | (誤字・脱字がなく、わかりやすいか。) |
| | 構成力 | (論文として論理的な展開になっているか。) |
| | 表現力 | (独創的で、魅力ある表現かどうか。) |
| 内容 | 先見性 | (先進的な見識を備えているか。) |
| | 普遍性 | (行政全般に対する総合的視点を備えているか。) |
| | 現実性 | (ある程度現実的な主張であるか。) |
| | 理解度 | (論議に必要な知識があるか。) |

- 2 審査結果は、公表しない。

第5 事務局

公募に関する事務は、教育部図書館において処理する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日より施行する。